

## 租税条約に関する住民税の届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 11 条に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

小千谷市長 あて

市・県民税の免除 を受ける者	氏 名			
	住所（居所）			
	生 年 月 日		年 齢	
	国 籍		入 国 年 月 日	
	在 留 資 格		納 税 地	
	在 留 期 間			
	入国前の住所			
租税条約の規定 に基づく所得税 の免除について	所得税については、日本国と_____との間の租税条約第_____条 第_____項により、租税条約に関する届出書を_____年_____月_____日に税務 署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支 払 者 名 称 （ 氏 名 ）			
	支 払 者 所 在 地 （ 住 所 ）			
	契 約 期 間			
	所 得 の 種 類		支 払 金 額	
	支 払 方 法		支 払 期 日	
納税管理人 ※届出している場合	氏 名			
	住 所			
その他参考となるべき事項				

※添付書類

- ・ 税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し（税務署の受付印のあるもの）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカードの表面、在留カードの両面、パスポート、運転免許証のいずれか一つ）の写し
- ・ 在学証明書（学生の場合）、事業修習者であることを証明する書類（事業修習者の場合）、交付金等の受領者であることを証明する書類（交付金等受領者の場合）、雇用契約等の契約書（雇用契約等を締結している場合）

※注意事項

- ・ 毎年 3 月 15 日（土曜日、日曜日の場合は直後の平日）までに提出してください。期限内に提出がない場合は免除を受けられません。
- ・ 届出書は毎年提出する必要があり、提出がない年は免除を受けられません。